

お問い合わせ先

○サービス内容変更に関して

本田技研工業株式会社 Honda Cカードサポートデスク

TEL 0120-864-394 (フリーダイヤル全国共通 携帯電話・PHSからもOK)

受付時間 10:00~12:00 / 13:00~18:00 ※土・日・年末年始・GW・お盆休

○お届け内容変更やお支払いに関して

株式会社 クレディセゾン	UC Honda Cカード	UC Honda Cカードデスク TEL 0120-555-860 受付時間 9:00~17:00 元日休 ※クレディセゾン発行以外のUCカードグループ会社にご所属の会員様は、 カード裏面のご所属のカード会社へ直接ご連絡くださいますようお願い申し上げます。
株式会社 ジェーシービー	JCB Honda Cカード	JCB Honda Cカードデスク TEL 0120-800-570 受付時間 9:00~17:00 年末年始休 ※自動音声案内を導入しており、ご希望の問い合わせ内容に応じ、 メニュー選択することが可能です。
三菱UFJ ニコス株式会社	DC Honda Cカード	DC Honda Cカードデスク TEL 0120-221-263 受付時間 9:00~17:00 年末年始休 ※DCカードグループ会社にご所属の会員様は、カード裏面のご所属のカード会社へ 直接ご連絡くださいますようお願い申し上げます。
	MUFG Honda Cカード	MUFG Honda Cカードデスク TEL 0120-147-987 受付時間 9:00~17:00 年末年始休 ※MUFGカードグループ会社にご所属の会員様は、カード裏面のご所属のカード会社へ 直接ご連絡くださいますようお願い申し上げます。

# Honda C-Card

## サービス内容変更のお知らせ

### 【サービス内容変更のご案内】

- ①ポイント還元率の変更
- ②ポイント付与率の変更



### 【その他のご案内】

- ③新サービスのご案内
- ④カードデザインの変更および切り替えについて
- ⑤Q&A
- ⑥Honda Cカード会員特約 / Honda キャッシュポイント規定
- ◆お問い合わせ先

Honda Cカードのサービス内容変更については、ホームページでもご案内しております。

<https://www.honda.co.jp/C-CARD/renewal>

# 1 ポイント還元率の変更

ポイント還元率を以下の通り変更いたします。

## ○ポイント還元率

車両購入時およびいつでもEdyの還元率を以下の通り変更いたします。  
また、法定点検および中古車のご購入は、Honda車以外も対象となります。

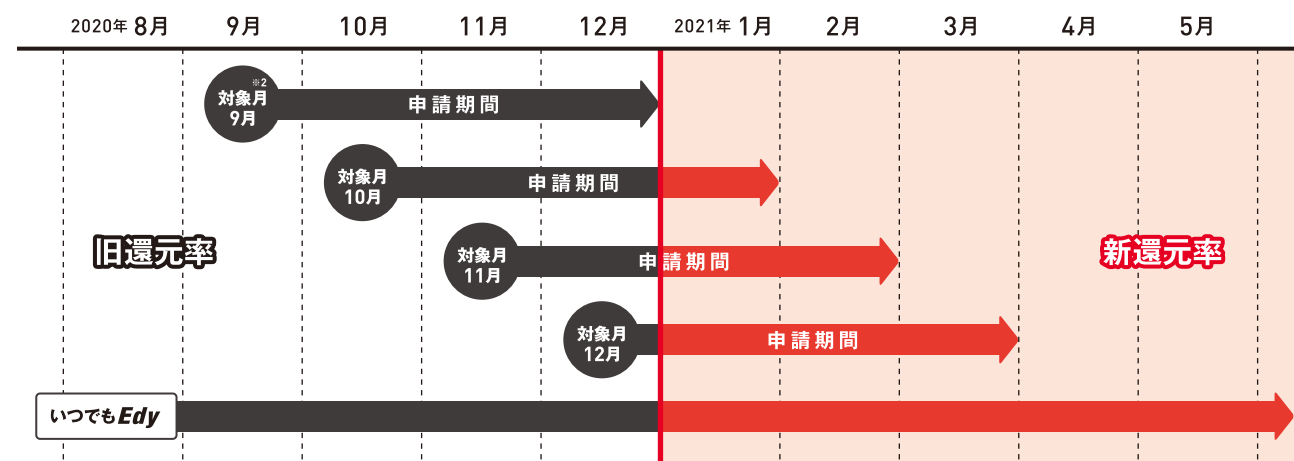
	現行 2020年12月までに 申請された場合	変更後 2021年1月以降に 申請された分より	
Honda四輪車 法定点検時 (車検・12ヶ月点検)	1P=1円 (Honda車のみ)	1P=1円 (Honda車以外も対象)	現金振込みまたは リアルタイムEdy バック <sup>※1</sup> で 電子マネー楽天Edy でのお受け取り
Honda車 車両購入時 (四輪新車・四輪中古車・四輪新車リース)	2P=1円 (Honda車のみ)	1P=1円 (四輪中古車はHonda車以外も対象)	
いつでもEdy	10P=1円	2P=1円	電子マネー楽天Edy のみでのお受け取り

※1:リアルタイムEdyバックとはご利用いただいたHonda 四輪販売会社店頭端末で電子マネー楽天Edyでポイントを受け取ることをいいます。  
 • Honda 四輪販売会社での車両購入や法定点検の実施によってポイント還元いただけます。  
 • 現金振込みでのお受け取りでもリアルタイムEdyバックでのお受け取りでも還元率は同じです。  
 • 二輪新車購入でのポイント還元率は変更ございません。

## ○ポイント還元率変更タイミング

2021年1月以降、キャッシュバック申請の還元率は新還元率を適用いたします。

システムメンテナンスのため2020年12月末頃から2021年1月上旬までの一定期間、Honda 四輪販売会社店頭端末でのキャッシュバック申請ができませんのでご注意ください。



例)10月に新車購入(登録)された場合(対象月10月)  
 • 11月または12月にキャッシュバック申請した場合:還元率2P=1円  
 • 1月にキャッシュバック申請した場合:還元率1P=1円

通常Edyバックフリー<sup>※3</sup>でのポイント還元率はリアルタイムEdyバック(初回申請時)と同じです。  
 ただし、今回の改定に伴い、Edyバックフリーの期間中であっても2021年1月以降は新還元率が適用されます。  
 ※2:対象月=四輪新車登録月、四輪中古車契約月、車検・12ヶ月点検実施月、二輪販売月  
 ※3:Edyバックフリーとは、通常の有効期間内に一度Edyでポイント還元されたお客様に対し、同還元率で還元できる期間が延長(月1回最大5ヶ月)となるサービスです。  
 ポイント還元の申し込み期限は、対象月の翌月から数えて3ヶ月目の末日までですので、申し込み期限にご注意ください。

# 2 ポイント付与率の変更

ポイント付与率を以下の通り変更いたします。

## ○ポイント付与率

ガソリンスタンドご利用時のHonda キャッシュポイントの付与率を以下の通り変更いたします。

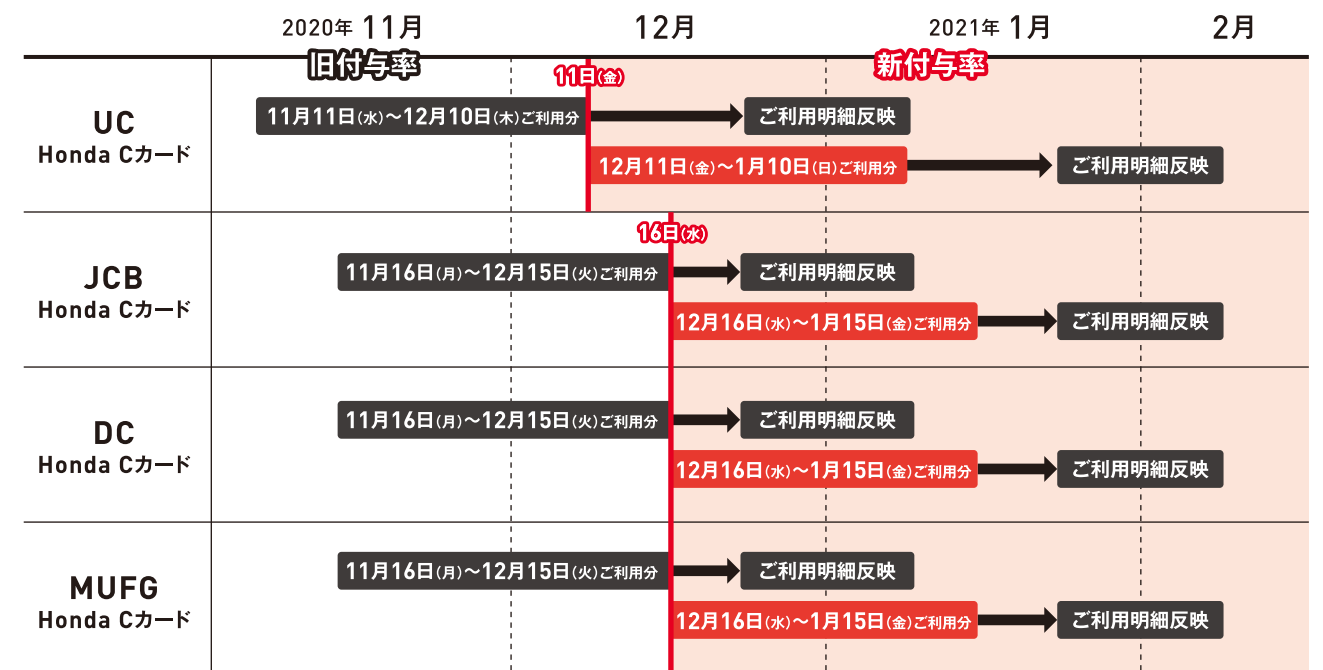
	現行	変更後
・Honda 四輪販売会社 <sup>※4</sup> ・Honda Cカード二輪加盟店 ・ホンダコムテック ・Honda関連施設 <sup>※5</sup> でのご利用金額の	2%	2% (変更なし)
・ETC ・一般カード加盟店 でのご利用金額の	1%	1% (変更なし)
以下のガソリンスタンドご利用の場合 <sup>※6</sup> ・出光昭和シェル ・ENEOS	1%	2%

※4: Honda 四輪販売店および(株)ホンダユーテックをいいます。  
 ※5: 鈴鹿サーキット、ツインリンクもてぎ、レインボーモーターズスクールなど。  
 ※6: 一部ポイント優待が適用にならないサービスステーションがあります。

## ○ポイント付与率の変更タイミング

2020年12月中旬以降、ご利用いただいたものに対して付与率は新付与率を適用します。

カード会社によって変更タイミングが異なりますので、以下ご確認ください。



• ご利用明細記載のHonda キャッシュポイントのHondaでの反映は、毎月月末頃となります(月により日程が異なります)。  
 • 上記期間にご利用いただいても、カード会社の処理日によって、ご利用明細への反映が遅れる場合があります。

### 3 新サービスのご案内 一般カード会員様、ゴールドカード会員様どちらも対象となります。

#### ○ボーナスポイント

年間でのご利用が一定金額以上のお客様へボーナスポイントとして  
**1,650ポイント**を進呈させていただきます。

【条件】算定期間内のご利用金額40万円(税込)<sup>※7</sup>以上のお客様

【算定期間】	ご利用期間 <sup>※8</sup>	明細月	ポイント付与月
UC Honda Cカード	12月11日～翌12月10日	2月分～翌年1月分	毎年3月までに
JCB Honda Cカード	12月16日～翌12月15日	2月分～翌年1月分	毎年3月までに
DC Honda Cカード	12月16日～翌12月15日	2月分～翌年1月分	毎年3月までに
MUFG Honda Cカード	12月16日～翌12月15日	2月分～翌年1月分	毎年4月までに

※7: Cカード年会費やキャッシングサービスなど、算定の対象外となるものがございますので、ご了承ください。なお算定対象はカード会社によって異なります。  
 ※8: ご利用期間内にご利用された際には、売上伝票が遅れて到着し、期間後のご利用となる場合がございますので、ご了承ください。  
 ・初回の算定は、2020年12月のカード会社ごとの利用期間から開始となります。  
 ・明細書への表示方法は、カード会社によって異なります。

#### ○グッズ交換

2021年1月以降、ポイントをHondaオリジナルグッズに交換できるようになります。

【ポイント還元率】現金キャッシュバック、リアルタイムEdyバック同様の還元率となります。

	新設
Honda四輪車 法定点検時 (車検・12ヶ月点検)	<b>1P=1円</b> (Honda車以外も対象)
Honda車 車両購入時 (四輪新車・四輪中古車・四輪新車リース)	<b>1P=1円</b> (四輪中古車はHonda車以外も対象)

【お申し込みの流れ】申請は2021年1月以降に受付開始となります。  
詳しくはHonda Cカードホームページのグッズ交換ページをご確認ください。

- 1 ポイントの残高をご確認ください。  
Honda CカードオーナーズホームページまたはHonda 四輪販売会社店頭端末にてご確認ください。
- 2 Honda Cカードホームページのグッズ交換ページにて商品をご覧ください。  
グッズ交換ページは、2020年12月中旬以降に公開いたします。
- 3 ポイント還元申請書をお取り寄せください。  
各カード会社へお電話にてご依頼いただくと、申請者の有効ポイント残高等を記入したポイント還元申請書をご郵送いたします。各カード会社の電話番号は本DMの裏面またはHonda Cカードホームページでご確認ください。
- 4 ポイント還元申請書に必要事項をご記入ください。  
商品名等、お客様ご記入欄に必要事項をご記入ください。
- 5 ご利用店舗で捺印を受けてください。  
ご利用いただきましたHonda 四輪販売会社またはHonda Cカード二輪加盟店にて、ポイント還元申請書に記入・捺印いただきましたら、必要書類を添付の上、Honda Cカードサポートデスクへ書留にてご郵送ください。

### 4 カードデザインの変更および切り替えについて

#### ○カードデザイン

カードデザインを右記の通り変更いたします。



・JCB Honda Cカードは、リボ払い専用カード・ETCカードのデザインをJCB専用のものに変更いたします。2021年1月以降の発送分より、新券面に切り替わります。詳しくはJCBホームページをご覧ください。  
 ・UC Honda Cカード、DC Honda Cカード、MUFG Honda CカードのETCカードにつきましては、各カード会社ホームページにてご確認ください。

#### ○切り替えタイミング

2021年1月以降の更新カード発送分より、新券面に切り替わります。カード会社によって切り替えタイミングが異なりますので、以下ご確認ください。

	有効期限	発送
UC Honda Cカード	2021年2月分より切り替え	2021年1月中旬～下旬発送
JCB Honda Cカード	2021年2月分より切り替え	2021年1月下旬発送
DC Honda Cカード	2021年1月分より切り替え	2021年1月上旬発送
MUFG Honda Cカード	2021年2月分より切り替え	2021年1月下旬発送

・上記以前の有効期限の方へは、現在のデザインのものをお届けいたします。  
 ・紛失等による再発行に関しては、各カード会社へお問い合わせください。

### 5 Q&A

#### ○サービス内容変更に関するQ&A

- Q1 今あるポイントは消滅するのでしょうか?  
A1 消滅いたしません。ポイント有効期限内の5年間は継続してお持ちいただけます。
- Q2 今現在の自分のポイント数を知りたいのですが?  
A2 最新のカードご利用代金明細または、Honda Cカードホームページの「オーナーズホームページ」でご確認いただけます。  
\*オーナーズホームページご利用に際しましては、登録が必要です。
- Q3 ポイント還元(キャッシュバック)はどのように申請したらいいですか?  
A3 四輪車車検/12ヶ月点検・四輪車ご購入でポイント還元(キャッシュバック)を申請する場合は、Honda Cカードご持参の上、ご利用いただいたHonda 四輪販売会社へご来店ください。店頭の専用端末より還元手続きをしていただけます。  
\*二輪新車ご購入によるポイント還元を申請する場合は、郵送(簡易書留)でお申し込みください。  
\*郵送(簡易書留)でお申し込みをご希望でポイント還元申請書が必要な場合は各カード会社にあるHonda Cカードデスクにお申し込みください。
- Q4 今Honda車を持っていないのですが、ポイント還元できますか?  
A4 2021年1月より、法定点検および中古車ご購入はHonda車以外も対象となりますので引き続きご利用ください。  
また1,000P以上お持ちであれば、「いつでもEdy」によるポイント還元もご利用いただけます。
- Q5 ボーナスポイントのため、現在の年間利用額を知りたいのですが?  
A5 お手数ですが、ご自身にて期間内のご利用明細でご確認ください。
- Q6 Hondaの四輪新車を購入しました。ポイント還元申し込み期限を過ぎてしまったのですが、どうしたらいいですか?  
A6 ポイント還元の申請期限は対象月の翌月から3ヶ月目の月末までとなっております。その期間を過ぎてしまうと今回のタイミングでのポイント還元をすることができません。次回の四輪車車検/12ヶ月点検実施時・車両購入時のタイミングでポイント還元を行ってください。
- Q7 Hondaの二輪新車を購入しました。ポイント還元率の変更はあるのでしょうか?  
A7 変更はございません。還元率1P=1円でお受け取りいただけます。



## 6 Honda Cカード会員特約／Honda キャッシュポイント規定

**サービス変更にあたり、2020年4月1日に施行されました民法改正等を反映し、2020年12月より下記の通り、会員特約・ポイント規定の内容を変更いたします。**

UC-Honda Cカードをお申し込みの方は、「カード会社」を「株式会社クレディセゾン」の指定するカード発行会社」と読み替えてください。

DC-Honda CカードおよびMUFJカード+Honda Cカードをお申し込みの方は、「カード会社」を「三菱UFJニコス株式会社または三菱UFJニコス株式会社が指定するカード発行会社」と読み替えてください。
JCB-Honda Cカードをお申し込みの方は、「カード会社」を「株式会社ジェーシービーまたは株式会社ジェーシービーが指定するカード発行会社」と読み替えてください。

### <Honda Cカード会員特約>

**第1条(カードの名称)**

カード会社と本田技研工業株式会社(以下「Honda」という。)とが提携して、カード会社が発行するカードの名称はHonda Cカード(以下「本カード」という。)と称します。

**第2条(入会方法)**

1.入会申込者は、本特約およびHondaキャッシュポイント規定ならびにカード会社の会員規約および別途定める楽天Edyサービス利用約款、Honda Cカード /Edyカード一体型特約、Honda CカードClub Off Alliance会員規約(以下これを総称し「本規約等」という。)の内容を承認のうえ、カード会社およびHonda(以下「両社」という。)に入会を申し込むものとします。
2.本カードの会員(以下「当会員」という。)は、両社が本人会員または家族会員として入会を認めた方と、カード会社の会員資格(以下「カード会社会員資格」という。)と本特約に基づくHondaの会員資格(以下「Honda会員資格」という。)を有するものとします。
3.当会員と両社との間の本規約等に基づく契約(以下「本契約」という。)は、両社が入会を承認したときに成立します。また、本契約は、当会員が両社のいずれかの会員資格を喪失したときに終了します。
4.カード会社は、当会員に対し本カードを貸与します。当会員は、カードを善良なる管理者の注意をもって使用・保管し、カード上に表示された会員本人以外の者に譲渡・貸与などカードの占有を移転し、使用させることはできません。

**第3条(特典およびサービスの利用)**

1.当会員は、本カードを提示することにより本条に定める特典およびサービスを受けることができます。
2.当会員は、カー会社が提供する特典およびサービスを享受する場合、カード会社指定の方法での提供を受けることができます。
3.当会員は、Honda四輪販売店(Honda Cars店)、株式会社ホンダユーザーテック、Honda二輪販売店(Hondaカード二輪加盟店)(以下「Honda販売店」という。)においてHondaキャッシュポイント規定に基づく特典またはHondaが定める特典およびサービスを受ける場合、Honda所定の方法での提供を受けることができます。
4.当会員は、株式会社モビリティランドおよび株式会社レインボーモーターズスクールが提供する特典およびサービスを受ける場合、当該会社所定の方法での提供を受けることができます。
5.本条に定める特典およびサービスの取扱については、Hondaキャッシュポイント規定第22条および第23条の規定を準用します。

**第4条(本カードによる車両購入)**

当会員は、一部のHonda販売店において、本カードによる車両購入に際して、その全部または一部の信用販売を受けられないことがあります。

**第5条(会員情報の取り扱いおよび開示・訂正・削除)**

1.Hondaは、当会員および遊会者(以下併せて「当会員等」という。)の個人情報(本条(1)に定めるものをいう。)につき、必要な個人情報保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱います。
(1)Hondaは、以下の個人情報に関する情報(以下「個人情報」という。)を収集・利用・保有します。
①氏名・生年月日・住所・電話番号等、当会員等が入会申込時および第7条において届け出た事項
②入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容
③本カードの利用内容(第9条において当社がカード会社から提供される内容)
(2)Hondaは、以下の目的のために個人情報を利用します。
ただし、当会員等が当該利用について中止を申し出た場合、Hondaは業務運営上支障のない範囲で、これを中止します。(中止の申し出は、当会員等から末尾記載のHonda相談窓口につながるものとします。)

①Hondaキャッシュポイントの受付、還元業務
②抽選および景品の発送
③四輪自動車、二輪自動車、原動機付自転車、発動発電機、除雪機、耕運機、その他の製品およびそれらの用品・部品などのHondaおよびその関係会社の取り扱う商品およびサービス、並びにモーターズボーツ・社会貢献活動などのイベント・キャンペーン等(以下「Honda商品等」という。))に関する情報のご案内
④Honda商品等の品質向上・開発等を目的としたアンケート調査

(4)Hondaは、Hondaの収集した当会員等の個人情報を統計的に処理し、活用することがあります。この場合、活用される情報には個人が特定される情報は含まれません。
(4)Hondaは、Hondaの業務を第三者に委託する場合、当該業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託します。

2.当会員等は、Hondaに対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示を求める場合には、末尾記載のHondaの相談窓口にHonda所定の方法で連絡するものとし、Hondaは所定の方法で開示します。万一同登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、Hondaはすみやかに訂正または削除に応じます。

**第6条(当会員のHonda販売店への帰属)**

1.当会員は、入会申込書または変更届等に記載されたHonda販売店(以下「帰属Honda販売店」という。))に、Honda所定の時期から帰属します。ただし、入会申込の方法によっては、販売店等に帰属しない場合があります。
2.当会員は、Hondaに申し出ることにより、帰属Honda販売店を変更し、または新たに帰属Honda販売店に帰属することができます。
3.当会員は、Hondaが、収集・保有した個人情報や帰属Honda販売店に提供することに同意します。
4.当会員は、帰属Honda販売店が四輪自動車、二輪自動車、原動機付自転車、発動発電機、除雪機、耕運機、その他の製品、その用品・部品など自ら販売する商品およびそれらの商品に関する特典・サービスを当会員等に提供するため、並びにそれらの商品・特典・サービスについてのマーケティング活動のために利用することについて同意します。

**第7条(変更届出事項の提供)**

当会員は、当会員がカード会社に対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があった場合、遅滞なくカード会社に届け出ます。カード会社に対して変更の届出があった場合、届出を受けたカード会社からHondaに対し届け出た情報を提供することに、当会員は、同意します。

**第8条(利用内容の提供)**

当会員は、カード会社が、第5条に定める利用目的のために、当会員の利用内容をHondaに提供することに同意します。

**第9条(本特約に不同意の場合)**

両社は、入会申込者および当会員が、本特約に基づく本カードの発行に必要な申込書等記載事項の記入、申告を行わなかった場合、または本特約の内容の全部もしくは一部に同意できない場合、本カードの発行を断ること、または両社で退会の手続きをとることができます。なお、両社が退会の手続きをとった場合でも、カード会社は、所定の手続きによりカード会社の会員規約に基づくクレジットカードの新規発行を行うことができるものとします。ただし、カード会社が不適当と認めた場合はこの限りではありません。

**第10条(Honda会員資格の喪失)**

1.Hondaは、当会員がHonda会員資格を有するに不適格であると認めた場合は、何らの通知、催告を要しないでHonda会員資格を喪失させることができます。なお、本人会員がHonda会員資格を喪失した場合は、その家族会員もHonda会員資格を喪失します。
2.当会員が第1項によりHonda会員資格を喪失した場合、カード会社は、当会員のカード会社会員資格を取り消すことができます。
3.カード会社が当会員のカード会社会員資格を取り消した場合または当会員がカード会社の当会員を退会した場合は、Honda会員資格も喪失します。
4.本条第1項または第3項に該当した場合には、当会員は、Hondaまたはカード会社の指示にしたがって、本カードをカード会社に返却し、または本カードに切れ込みを入れて破棄します。

**第11条(本カードの年会費)**

本カードの年会費は、以下のとおりとします。

	ゴールドカード	一般カード
本人会員	11,000円(税込)	初年度年会費無料 次年度以降1,650円(税込)
家族会員	1名様は無料。2名様以上の場合、2人目より1名様につき1,100円(税込)	初年度年会費無料 次年度以降1名様につき715円(税込) ※カード会社により条件設定あり

※ 家族会員の年会費は、本人会員の年会費請求月にあわせてご請求します。

**第12条(特約の変更ならびに承認)**

1.Hondaは以下の場合に、Hondaの裁量により、本特約を変更することができます。
(1)本特約の変更が、当会員の一般の利益に適合するとき。
(2)本特約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2.Hondaは前項による本特約の変更にあたり、変更後の本特約の効力発生日の1か月前までに、本特約を変更する旨および変更後の本特約の内容とその効力発生日を当会員向けウェブサイト(URL：https://www.honda.co.jp/C-CARD/)に掲示します。

<Honda相談窓口>

本田技研工業株式会社Honda Cカードサポートデスク

住所 埼玉県和光市本町8-1

電話番号 0120-864-394

受付時間 10:00～12:00、13:00～18:00

土・日・年末年始・GW・お盆休

(2020年12月改定)

(カード会社へのお問い合わせ・相談窓口等は、カード会社の個人会員規約をご参照ください。)

## <Hondaキャッシュポイント規定>

**第1条(目的)**

1.本規定は、カード会社と本田技研工業株式会社(以下「Honda」という。)とが提携して、カード会社が発行する「Honda Cカード」(以下「本カード」という。)の利用に応じ、Hondaが本カードの本人会員に対して提供する特典(以下「Hondaキャッシュポイント」という。)の内容とその特典を受けるための条件を定めたものです。(家族会員は、本規定に基づく特典を受けることはできません。)

2.Hondaキャッシュポイントの特典の内容、手続きに関する詳細については、別途Hondaが本人会員向けに発行するパンフレット、電子メール、web画面その他の文書等に定めるところによります。

**第2条(規定の変更ならびに承認)**

1.Hondaは以下の場合に、Hondaの裁量により、本規定を変更することができます。
(1)本規定の変更が、当会員の一般の利益に適合するとき。
(2)本規定の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2.Hondaは前項による本規定の変更にあたり、変更後の本規定の効力発生日の1か月前までに、本規定を変更する旨および変更後の本規定の内容とその効力発生日を当会員向けウェブサイト(URL：https://www.honda.co.jp/C-CARD/)に掲示します。

**第3条(Hondaキャッシュポイント)**

1.Hondaキャッシュポイントとは、本規定に従い、本カードの本人会員に対しHondaがHondaキャッシュポイントを付与し、本人会員からの請求により、付与されたHondaキャッシュポイントを本人会員に還元する制度です。
2.Hondaキャッシュポイントのポイント還元(以下「ポイント還元」という。))は、(1)Hondaが別途定める方法で本カードに引き落とし口座に現金振り込みをすることによるキャッシュポイント還元(以下「現金還元」という。))、(2)Hondaが別途定める方法でHondaキャッシュポイントをEdyにて還元することによる「リアルタイムEdyバック」(以下「リアルタイムEdyバック」という。))、(3)Hondaが別途定める方法でHondaキャッシュポイントをEdyにて還元することによる「いつでもEdy」(以下「いつでもEdy」という。))または(4)Hondaが別途定める方法でHondaキャッシュポイントをHondaオリジナルグッズに交換することによる還元(以下「グッズ交換」という。))の四種類があります。
3.還元金または還元されるEdyまたはグッズ交換は、本カードにより信用販売を受けられる商品またはサービスの等の購入金額(以下「カード利用代金」という。))に応じてHondaから付与されるHondaキャッシュポイント(以下「ポイント」という。))の残高に基づき計算されます。
4.カード会社の会員資格および本カードの会員特約に基づく資格(以下一括して「会員資格」という。))を喪失した場合、本人会員は、ポイントを利用し、およびポイントの還元を受けることはできません。

**第4条(ポイントの付与対象外)**

カード利用代金には、キャッシングサービス、各種ローン、カード会社の年会費、保険掛金、Edyチャージ(但し、カード会社によりポイント付与対象となる場合もあります。)、その他別途Hondaが定めるものは、ポイント付与の対象に含まれません。

**第5条(家族会員のカード利用代金)**

家族会員のカード利用代金に基づくポイントの付与は、本人会員に対して行われず。

**第6条(ポイントの付与月)**

ポイントは、カード会社所定の方法によって締め切られたカード利用代金に応じて、カード会社が定めた締切日が属する月(以下「付与月」という。))に本人会員に付与されます。

**第7条(ポイントの計算)**

ポイントは、カード利用代金にHondaが設定した所定の率を乗じて計算されます。ただし、小数点以下の端数は、切り捨てとなります。

**第8条(ポイントの蓄積と有効期限)**

ポイントは、その付与月から起算して60か月間蓄積でき、その期間有効とします。ポイント付与月から起算して60か月を超えるものについては、自動的に失効します。

**第9条(ポイント付与の取消し)**

商品またはサービスの等の購入の取消しにより、カード利用代金の全部または一部が取り消された場合は、取消し額に応じたポイントもHonda所定の方法により取り消されます。

**第10条(ポイントのご連絡または照会)**

1.Hondaは、当月にHondaが本人会員に付与したポイント数およびそれまでに本人会員が蓄積した有効なポイント残高を、本人会員に対してカード会社から通知されるご利用代金明細に記載することにより通知します。
2.本人会員は、Hondaの定める四輪車(以下「Honda四輪車」という。))を取扱うHondaの指定する販売店(以下「Honda四輪販売店」という。))の内Hondaが定める端末が設置された販売店またはHondaに問い合わせることにより、その営業時間中に限りポイント残高を照会することができます。
3.本人会員は、Hondaまたはカード会社の所定の方法で、ポイント残高を照会することができます。
4.本人会員がポイント還元を行った当月または翌月においては、前三項に基づき通知または照会したポイント残高と実際の有効なポイント残高が一致しないことがあります。

**第11条(ポイントに基づく還元申込みの条件)**

1.本人会員は、次の各号のいずれかに該当した場合、次の各号に定めるいずれかの方法によりポイント還元の申込みを行うことができます。但し、次の各号に定める購入、リース、車検または点検がキャンセルされた場合は除きます。また、第9条によりポイントが取り消される場合には、取り消されたポイントは、ポイント還元の対象にはなりません。

①Honda四輪販売店で、Honda四輪新車を購入またはリースし、当該車両の登録または届出が完了した場合、現金還元またはリアルタイムEdyバックまたはグッズ交換によるポイント還元
②Honda四輪販売店および株式会社ホンダユーザーテックで、四輪中古車を購入した場合、現金還元またはリアルタイムEdyバックまたはグッズ交換によるポイント還元
③Honda四輪販売店および株式会社ホンダユーザーテックで、四輪車の車検または12か月定期点検を受けた場合、現金還元またはリアルタイムEdyバックまたはグッズ交換によるポイント還元
④Hondaの定める二輪車(以下「Honda二輪車」という。))を取扱うHondaの指定する販売店のうち本カードの加盟店(Hond Cカード二輪加盟店)で、Honda二輪車の新車を購入し、当該車両の登録または届出等が完了した場合、現金還元またはグッズ交換によるポイント還元
⑤前四号にかかわらず有効なポイント残高が1,000ポイント以上ある場合、Honda四輪販売店においていつでもEdyによるポイント還元
2.一部のHonda四輪販売店においては、リアルタイムEdyバックまたはいつでもEdyによるポイント還元の申込みができない場合があります。この場合、本人会員は、現金還元またはグッズ交換によるポイント還元の申込みのみを行うことができます。
3.本人会員は、本条第1項①から④に規定するポイント還元事由における対象車両の使用義人が本人会員または本人会員の同居の家族である場合に限り、ポイント還元の申し込みを行うことができます。
4.本人会員は、現金還元、リアルタイムEdyバック、いつでもEdyまたはグッズ交換の申込み(以下これらの申し込みを「ポイント還元申込み」という。))の時点で会員資格を有していなければなりません。
5.既に行ったポイント還元申込みは、取消すことができません。また、既に行ったポイント還元申込み時に指定されたポイント還元の種類は、変更できません。

**第12条(現金還元およびグッズ交換によるポイント還元)**

1.現金還元またはグッズ交換によるポイント還元申込みの手続きは、本条に定めるとおりとします。
2.本人会員は、Honda所定のポイント還元申込書に必要な事項を記入し、第1条第1項①、②、③または④の販売店(以下「当該店」という。))の販売店名・拠点名の記入、および押印並びに受付担当者の捺印を受けた上で、本条第5項および第6項に定める書類をHonda相談窓口へ郵送する方法若しくは、販売店の店頭端末を使用する方法によって申し込みを行います。
3.ポイント還元申込みの申込期間は、第11条第1項①に定める登録・届出が完了した月、同条第1項②に定める売買契約を締結した月、同条第1項③に定める車検もしくは12か月定期点検を実施した月、または同条第1項④に定める登録・届出等が完了した月(以下一括して「起算月」という。))の翌月1日から3か月を経過した月の末日までとし、(郵送での現金還元またはグッズ交換によるポイント還元申込みの場合は、起算月の翌月から数えて3か月目の末日の消印まで有効とします。例 1月に新車購入の場合、2月1日から4月末日の消印まで有効とします。)

対象商品	申込種別	申込書	添付書類	還元受け取り
Honda四輪車	新車購入・リース(届出・登録)		不要	・現金 ・グッズ交換 ※どちらかを選択
	中古車購入(売買契約)		売買契約書のコピー	
Honda四輪車他路四輪車	車検実施	ポイント還元申込書(起算月以降カード会社発行) ※起算月＝申込内容実施月	車検実施後の車検証コピー 納品請求書のコピー	
Honda二輪車(新車購入)	原付(～90cc) 原付(90cc超～125cc) 軽二輪(125cc超～250cc) 自動二輪(250cc超)		標識交付証明書のコピー 軽自動車届出済証のコピー 車検証のコピー	

6.前項の書類に記載された氏名および住所とHondaに登録された本人会員の氏名および住所とが一致していない場合は、住所、氏名の異動を確認できる書類の添付が必要となります。

**第13条(リアルタイムEdyバックまたはいつでもEdyによるポイント還元)**

1.リアルタイムEdyバックまたはいつでもEdyによるポイント還元申込みの手続きは、本条に定めるとおりとします。
2.本人会員は、Hondaが定める端末が設置された当該店の店頭においてHonda所定の方法でポイント還元申込みを行います。本人会員は、当該店にEdy機能を有する本人会員の本カード(リポカードを除く)を提示し、当該店に手続きを申込みします。
3.リアルタイムEdyバックのポイント還元申込みは、第11条第1項①、②または③の一点のポイント還元事由によるポイント還元申込に対してそれぞれ起算月から起算して4か月目の末日までとします。但し、当該期間中にリアルタイムEdyバックのポイント還元申込みがあった場合、有効なポイント残高について起算月から起算して6か月目の末日までポイント還元申込みを行うことができます。但し、一月につき1回を限度とします。(例 1月に新車購入の場合、申込期間は1月から4月末日までです。この期間中に、リアルタイムEdyバックのポイント還元申込みがあった場合、有効なポイント残高についてさらに各月1回、6月末日までポイント還元申込みを行うことができます。)

4.いつでもEdyのポイント還元申込みは、随時行うことができます。

5.リアルタイムEdyバックまたはいつでもEdyによるポイント還元申込みには、Edy機能を有する本人会員の

本カード(リポカードを除く)および当該店から要求があった場合、本人確認のできる証明書等の書類の提示が必要です。

**第14条(ポイント還元の決定)**

1.Hondaは、前二条に基づく本人会員からのポイント還元申込みを受付けた後、所定の期間内に所定の審査を行い、そのポイント還元の可否を決定します。
2.Hondaは、所定の審査により、本人会員がポイント還元申込みに関し不正および虚偽の行為をなしたと認められた場合または本規定、本カードの会員特約、楽天Edyサービス利用約款、Honda Cカード /Edyカード一体型特約、Honda CカードClub Off Alliance会員規約若しくはカード会社の会員規約を遵守していないと認められた場合は、当該本人会員へのポイント還元を拒否または保留することがあります。この場合、Hondaが本人会員に遅滞なくその旨を通知します。

**第15条(ポイント還元の対象となるポイント残高)**

1.ポイント還元の対象となる有効なポイント残高は、Honda所定のポイント還元申込書に表示されたポイント残高または当該店に設置するHondaが定める端末で確認できるポイント残高となります。但し、別途ポイント還元申込みがなされ、その手続中の場合は、このポイント還元申込みしたポイントを差し引いたものがポイント残高になります。
2.第11条第1項のポイント還元事由による一回のポイント還元の対象となるポイント残高は、Hondaが別途設定した所定数を上限値とし、上限値に達するまでのすべてのポイント残高がポイント還元されます。ポイント還元にあたっては、付与された時期の古いポイントから順に充当します。
3.ポイント還元により、前項の上限数までのポイント残高は、全て消滅し、上限数を超える部分については、ポイント有効期限内において次回以降のポイント還元対象となるポイント残高として存続します。

**第16条(ポイント還元)**

1.Hondaは、前条に基づき還元対象となったポイントに対し、第14条第1項によりポイント還元が決定した場合、Hondaが設定した所定の率で換算した金額を以下の各号に定める方法によりポイント還元します。
①現金還元の場合、ポイント還元決定日以降のHondaの所定日時点において、カード会社に登録されている本人会員のお支払預金口座に振り込むことにより支払う方法
②リアルタイムEdyバックの申込みまたはいつでもEdyの場合、ポイント還元決定日以降、当該店に設置するHondaが定める端末もしくは楽天Edyサービス利用約款に定めるパーソナルリーダ・ライタを利用して、その後Edy運営会社である楽天Edy株式会社のホームページを利用してEdyカード機能を搭載する本人会員の本カード(リポカードを除く。)にEdyを蓄積する方法
③グッズ交換の場合、ポイント還元決定日以降のHondaの所定日時点において、カード会社に登録されている本人会員の住所宛に本人があらかじめ希望していたHondaグッズを発送する方法
2.第15条第2項により、Hondaは、それぞれのポイント還元事由ごとに上限金額を設定することができます。
3.本条第1項によりポイント還元が行われた場合であっても、第9条によりポイント付与の取消しがあった場合等正当なポイント還元が行われなかったときは、本人会員は、Hondaの定める方法により相当額をHondaに返還します。

**第17条(他のカードとの取扱)**

本人会員が本カードを複数枚保有している場合は、各カードごとにポイントの付与、蓄積、連絡、ポイント還元等を行ないます。

**第18条(公租公課)**

本規定によるポイント還元について公租公課が課せられた場合、その公租公課は、本人会員が負担します。

**第19条(ポイントの消滅)**

理由の如何を問わず、本人会員が本カードの会員特約に基づく資格を喪失した場合、すでに蓄積されているポイントは、全て自動的に無効となるものとし、本規定における全ての権利義務は、自動的に消滅します。

**第20条(ポイントの引き継ぎ)**

本人会員が本カードを一般カードからゴールドカードに切替えた場合およびゴールドカードから一般カードに切替えた場合、切替え時に有効であったポイントは、所定の手続きにより切替え後のカードのポイントとして引き続き有効とします。

**第21条(Hondaからの委託)**

1.当会員は、ポイントの付与、蓄積、連絡、ポイント還元等に関する事務処理を、Hondaからの委託に基づきカード会社が行うことを承認します。
2.当会員は、リアルタイムEdyバックおよびいつでもEdyによるEdy付与等に関する処理を、カード会社の承諾のもと、Hondaからの委託に基づき楽天Edy株式会社またはHondaが指定する会社が行うことを承認します。

**第22条(Hondaキャッシュポイントに関する疑義等)**

1.理由の如何を問わず、当会員はHondaキャッシュポイントにおける権利義務を他人に貸与し、譲渡し、担保に供し、または相続させることができません。
2.ポイントの有効性、ポイント数、会員資格、ポイント還元申込みの手続きその他Hondaキャッシュポイントの運営に関して生ずる疑義は、Honda、カード会社および楽天Edy株式会社の決するところによります。

**第23条(終了・中止・変更等)**

1.Hondaは、いつでもHondaキャッシュポイントを終了もしくは中止し、または内容を変更することができるものとし、本人会員は、その旨を承認します。
2.Hondaキャッシュポイントの内容は、日本国の法令の下に規制されることがあります。

**第24条(規約の適用)**

1.本規定において使用するEdyサービスに関する文言の意味は、特に指定のない限り楽天 Edyサービス利用約款で定義した内容に従います。
2.カード会社の提供するEdy機能が付加された本カードの取扱いについてはHonda Cカード/Edyカード一体型特約を適用するものとします。